

令和4年度

第3回 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

- 日 時 令和4年7月22日金曜日
午後1時30分～午後4時00分
- 場 所 市役所本館10階 1004会議室
- 出席委員 齊藤委員，別府委員，須川委員，市川委員，長谷川委員

(内 容)

1 指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について（地域資源活用課所管分）

- 伝統産業会館，鼓ヶ浦駐車場，千代崎駐車場について，当該施設を所管する地域資源活用課が評価基準に基づき実施した非公募の指定申請者に対する適否の判断について，その判断の根拠等を地域資源活用課から説明をうけてその判断が妥当であるか否かを審議し，すべての施設に関する適否の判断が妥当であると判断した。

- 主な審議内容は以下のとおり。

(1) 伝統産業会館

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 自主事業計画書の内容については，前回選定時つまり現状の自主事業と違う何か新規のような形で出されているのか。

(地域資源活用課)

- ・ 自主事業計画書に記載の3つの事業のうち「伊勢型紙彫刻体験」と「藍染Tシャツ」については以前から体験できるものである。
- ・ 伊勢型紙ガチャについては令和3年度の8月頃から試験的に，10月に本格的に始まり比較的効果が高く，さらなる効果の向上も期待できるところもあつたことから引き続き計画されていて，販売数としては10月から3月までの間に120から130ほど売れたと聞いている。

(委員)

- ・ 自主事業計画書に記載されている事業収入は，収支計算書には反映されていないのか。

(地域資源活用課)

- ・ 収支計画については自主事業に係る経費は含まないこととしており

ますので、記載はされていない。

(委員)

- ・ 事業収入40万というのは、どういうものになるか。

(地域資源活用課)

- ・ 来館者の方のコピー代、第2日曜日と第4日曜日に行う型紙彫り体験の体験教育の参加料といったものが計上されている。

(委員)

- ・ 別表3の勤務シフトはどこかの月のイメージなのか、具体的な実績なのか不明だが、曜日によって勤務人数にばらつきがある。イベントがあることを想定しているのか、こんなにばらつきがあつていいものなのか。
- ・ 館長や室長がいないときもあるようだが、責任者不在で問題ないのか。

(地域資源活用課)

- ・ シフト表については平均的なイメージとして、来客の多い曜日・少ない曜日のある程度判断しながら記載されていると聞いており、多い日については、イベントや教室があるのだろうと感じている。
- ・ 館長と室長のいずれかは常駐したほうがよいと感じる部分もあり、館長・室長・正職員のいずれも勤務のないシフトの日に関しては、指導する。

(委員)

- ・ シフト表の中で研修生とあるが、どういう位置づけか。

(地域資源活用課)

- ・ 職人に弟子入りしている若手の方がおり、会館における伊勢型紙体験の場に同席している。

(委員)

- ・ 自主事業は収支計画には入っていないという話のなかで、様式7-1のところにある収支計画の中で、5年計画で指定管理者の費用の総額が謳われ、人件費も内訳として載っている。勤務表にある人員が、指定管理業務ではない団体の本来の事業部分として、販売とか事業に関連するところを並行してやっている場合は人件費の按分等しているのか。

(地域資源活用課)

- ・ それについては、市役所の定期監査の方で、資料等を出しながら毎年受けている。

(委員)

- ・ 団体としての決算資料や予算資料が添付書類にあり、その中では組合事業という形で自主事業・組合の事業として管理業務が分かれており、源泉徴収もきちんとしてある。勘定科目はぴったり収支を合わせてある

ので、そのあたりは問題ないと感じる。

(委員)

- ・ 別紙2の組織図を見ると、組合の役員が6名、そして職員が6名いる。その下に組合代表の役員に加えて正職員とパート職員組合員および研修生を起用し、勤務シフトがあるが、例えば課長とは誰か、この組合の代表者の方は館長か、室長とはどういう立場か、ここで言う誰か1人になるのかという点が不明。別紙2と次のシフト、収支予算書の様式9の人件費等で少しずつ使っている言葉や書きぶりが違って「何が誰なのか」がリンクしない。ここの責任者は誰なのか、意思決定者は誰なのかというところが問題。災害は多い、老朽化も進んでいる、常に責任を取れる人、指示ができる人が存在しないといけない。この書きぶりだと曖昧になるところが、何かあったときの責任の所在を不明にするのではないかと、少し懸念されるが、そこは所管課としてはどのようにヒアリングを取っているか等、何かあるか。

(地域資源活用課)

- ・ 海沿いであり南海トラフの関係もあることから災害時も含めた形での危機管理体制としてBCPを作成し事業継続できるよう従来から指示している。その中において、組織的には代表役員の館長が常駐する形になるが、市として重要な案件となると伊勢型紙協同組合の理事長にまず話をするのが現実であり、明確に区分をすべきだと改めて感じている。持ち帰り、組合と話をする。

(委員)

- ・ 災害・防犯・防火などの際の緊急事態のフローチャートは作っていると思うが責任の所在がはっきりしていないとどこかで止まってしまう機能しないという事態も想定される。持ち帰りいただいて、ぜひ団体の方とご検討いただきたい。

(地域資源活用課)

- ・ 組織図、勤務シフト表についても役職と人名がリンクして責任の所在が誰にあるのか明確になるよう、団体に作表をお願いする。

(委員)

- ・ 組合の組織が設置されているところは伝統産業会館内ということだが、団体が間借りしているという位置づけなのか、それとも指定管理者だから既成事実としてそこに置いているのかわかりにくい。普通は、市の建物にそういった団体が入るのであれば賃借料が発生してその部分だけ借りるか、別のところに組合の事務所があつて指定管理業務をするためにここに出向して指定管理者の事務所としているのかのどちらか

になると思う。

(地域資源活用課)

- ・ 平成22年から指定管理という形において会館内に事務所が置かれているので指定管理者が変わる場合は、住所をまた変えていただかなければいけない。
- ・ 古い話になるため、無償貸借とする等の契約書があるのかも不明。しかし、今後のこともあるので書類を確認していく。

(委員)

- ・ 様式9の令和5年度収支予算書の中に運営事務費がある。消耗品なり修繕費なりというような、この運営に関するものは細かく計上されているにも関わらず、ここで計上されている運営事務費はどのような内容か。

(地域資源活用課)

- ・ 突発的な支出に伴うときに、その間のいわゆる予備的なものである。過去の実績から平均して出されていると思われ、過去に余って繰り越したケースもない。ただ、予備的なものでこんなに高額である必要はないようにも思うことから予算書の組み立て方についても指導をしていく。

【審議】 全会一致で市による判断を妥当と認める

(2) 鼓が浦駐車場, (3) 千代崎駐車場

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 2つの施設の書きぶりが似ている要因としては、どういうところにあるか。

(地域資源活用課)

- ・ 組織的には、鈴鹿市の観光協会下部組織として、地元観光協会であるため、いわゆる兄弟関係的なイメージである。ただ、同じ人物が兼務かというそれは一切ない。地元観光協会における自主的な取り組みの部分については、助言等として両団体に対して同じような発言をしているため似たようなところが出てくるところはある。

(委員)

- ・ 駐禁の車の取り締まり等、そのようなことまで指定管理業務に含めていくのか。それともあくまで警察の方でやってもらうので関係ないのか。

(地域資源活用課)

- ・ 海岸の堤防は道路の形状はしているが、実は道路法でいうところの市道認定はされていない。護岸施設という扱いになっており管理者は三重

県だが、県は特に対応をしない。迷惑駐車ということで、警察でも指導という形であればできなくはないが、あくまで私有地になるため取り締まりはできないのが現状である。ただ、生活道路として、ある程度一般の方々が使用されており、通行の支障になるような迷惑駐車があると、地域の方から駐車場の職員のところに苦情が来るため、指定管理者から停めないようお願いせざるをえないのが現状である。

(委員)

- ・ 千代崎駐車場の決算報告書において、令和3年度0円、令和2年度は8,900円、令和元年度は1万1,300円と過去には光熱費が発生しているのに、令和3年度決算、令和4年度予算では発生していない。どういふことか。

(地域資源活用課)

- ・ 2年度、元年度については、駐車場とは別に同じ団体が管理する施設があり、その施設の光熱水費等と指定管理を行う駐車場の通帳がまとめて一つになっていたため、支出の内容がどちらの分かわからなくなっていたという実態がある。市の監査において指導を受けて整理した結果、光熱水費は駐車場のものではないという結論に至ったため、3年度以降0円となっている。

(委員)

- ・ 指定管理料が令和5年から9年までが、各年65万円、収支予算書は令和4年までは50万、増額したのか。

(地域資源活用課)

- ・ 基本的には指定管理料は固定額が50万円で、駐車場使用料の14%、25万を上限に出来高として支払うことになっているため年間75万円を債務負担で予算計上しているが、実際上限いっぱい出来高が上がることは過去一度もないため、平均的などころで65万円くらいを想定するとともに、逆に大体65万くらいで支出が賄えるとの考えから、出来高も含めて65万円が計上をされていると理解している。

(委員)

- ・ 駐車場管理人というものはどういふ人たちがなるのか。

(地域資源活用課)

- ・ 会員名簿に名前が挙がっている人たちは地元の役員であり、実際の駐車場管理人は役員から声をかけて、平日早朝や夕方に動いていただける方に協力をお願いしてやってもらっているため、会員ではない。日によっては会員が駐車場管理人をする場合もある。

(委員)

- ・ 安全確保のところで、防犯防災対策に努め、連携体制を整える旨あるが、災害が起きて駐車場に停めてあった車に損害があったり、車上荒らしがあったりした場合の取り決めはあるのか。
- ・ 駐車場管理人は高齢の方が多いと思われるが、迷惑駐車の話と同じく、安全確保や緊急時の対策などを書いてしまうと、責任の範囲が広がってしまう。駐車場の指定管理者として、駐車場内の業務に限定することで自らを守ることも大事なのではないか。

(地域資源活用課)

- ・ 駐車場の利用に際しての看板等の掲示の中で明示している。また、駐車場内における防犯対策として、閉鎖時間になっても車が出ていかないことや、放置自動車への対応といったことを実施してもらっており、地元交番や消防署と連携を密にして、地域の協力を得ながら進めることを意味して書いていただいていると考えている。

(委員)

- ・ 駐車場管理人への報酬はどのように支払われているのか。謝礼なのか、勤務日数に単価をかけるのか。また三重県の最低賃金はクリアできる金額なのか。2か月間の賃金としたら相当安い金額ではないか。

(地域資源活用課)

- ・ 勤務日数に単価をかけている。最低賃金についても問題ない。
- ・ 2か月ではなく、ここ数年はコロナ禍で密を避けたレジャーの需要への対応というところで、6月頃～10月くらいまでの土日も状況を見ながら、トータルで約65日開けてもらうこととしている。

(委員)

- ・ 年度事業計画書に定める設置目的達成の指標に「開設期間以外における開設日数」とあるが、これを設定することにどういう意味があるか。

(地域資源活用課)

- ・ 海水浴場開設期間やその前後のレジャー需要に合わせた開設とは別に、初日の出の数時間やゴールデンウィークは開設期間外ではあるけれども、警察からの協力依頼や地域からの要望を受けて迷惑駐車を防止する目的で開設していただいている。

(委員)

- ・ その場合にも報酬は支払われるということでよいか。

(地域資源活用課)

- ・ 予算の範囲内でやっていただいていると考えている。

(委員)

- ・ 実際に今どのように指定管理業務をやっているかという点は次の指

定管理や方向を考えるとときにはすごく重要である。何か見つけるモニタリングというよりは、次のことに繋いで持続可能的にやるための方策も考えた形でのモニタリングをしっかりとやっていただきたいと思う。

- ・ 管理人の方への安全対策についても、うまく市がフォローできるところはフォローしていただかないとうまくいかない。

(委員)

- ・ 様式6の書きぶりについては、2施設で異なっても特に問題はないと思うが、市民はどのような目で見るとかわからないので、ある程度統一したほうが良いと考える。

【審議】 全会一致で市による判断を妥当と認める

2 指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について（地域協働課所管分）

- 牧田コミュニティセンターについては、非公募により選定を行おうとするものの妥当性を判断するにあたり「申請予定団体と委員の利害関係の確認」を行ったが、牧田コミュニティセンター運営委員会が牧田地区地域づくり協議会の下部組織となったことにより、牧田地区地域づくり協議会を申請予定団体として市による適否の判断の妥当性を判断するため、委員に対し「牧田地区地域づくり協議会との利害関係の有無」について申出書の提出を求め、すべての委員に利害関係がなく、牧田コミュニティセンターの審議に参加できることを確認した。
- 白子コミュニティセンター、神戸コミュニティセンター、合川コミュニティセンター、牧田コミュニティセンターについて、当該施設を所管する地域協働課が評価基準に基づき実施した非公募の指定申請者に対する適否の判断について、その判断の根拠等を地域協働課から説明をうけてその判断が妥当であるか否かを審議し、すべての施設に関する適否の判断が妥当であると判断した。

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 指定管理料が同じで、大体同じような業務をお願いしているにも関わらず、職員の数の差があることはそれぞれの特性や色が出るころだと思うが、1名から3名と大きく違う。特に1名のところは、何かあったときとかにうまく運営ができるのかという心配もあるが、施設担当課では

どう考えるか。

(地域協働課)

- ・ 記載されたパターンが全てというわけではなく、会長等と一緒に在館している場合や、2人以上の館であっても2人や3人がずっといるわけではなくメインは1人である。その人たちが曜日ごとに交替しながら勤務することになるので、体制的には厳しい部分ではあるのかもわからないがそのような体制でやっていただくと考えている。

(委員)

- ・ 収支計画書の小項目が施設毎に異なる。人件費にあたると思われる部分だけを見ても、賃金・報酬・雇用と表現に差があるが、何か他に影響があるものか。モニタリングや今後の検討にあたって、表現は統一しておいたほうが良いと思う。

(地域協働課)

- ・ 牧田コミュニティセンターの職員だけがハローワークで募集の上雇用したことから賃金体制でやっており、他の3館については、最低賃金を守るべきものなのかどうかという議論とは少し別で、地域との連携という部分の中で有償ボランティアに近い形で運営をしていただいているというのが今までの流れになっていることから、表現に差が出ている。これから先このままでずっと続けられるのかというのは少し難しいところではあるが、今は地域の人の協力を得てやらせていただいているのが現状である。

(委員)

- ・ 今後人口減少の一方で行政に対するニーズが大きくなるというところから、総務省や国の方でも2040年を見据えて、地域と市の連携といったことが謳われてきている。コミュニティセンターなど運営については地域の組織といった団体が市の事務事業を請け負う受け皿として期待されているようなところも流れの一つではあるけれども、継続性としてどうかという部分については、ボランティアも良いとは思いますが一方で必ずしも良くないなと感じるところもあり、次へ繋がるという意味でのモニタリングをしっかりしていけないと思っている。

(委員)

- ・ 我々、外部の委員がチェックできるのは予算書・決算書などの書類がメインになると思うが、そのときに、科目の名前であるとか、何をこの欄に入れるかということをもう少し施設担当課から指示して統一をすることが今後必要ではないかと思う。モニタリングに行く際にどのように業務が行われているのか、例えば同じ備品を備えていてもリースのと

ころと買い取っているところとがある、といった部分を併せてチェックし、予算書・決算書等の書類が比較検討できる形で統一性を持たせることは必要だと思う。

- ・ 指定を受けたうえで指定管理業務をまとめてどこかに委託するといったことが起きてはいけないので、指定管理部門に係る収支と団体全体としての収支をきちんと分けて、予算・決算が対比できるようにしておくとうわかりやすくなる。

(委員)

- ・ 建物の老朽化というようなところが問題になっているというような話があった。それに伴って指定管理者の責任分担表も修正したということだが、4館の建物はほぼ老朽化、つまりかなり古くなっているのか。

(地域協働課)

- ・ 一番、古いものが白子コミュニティセンターで、昭和58年建てで築39年。一番新しいものが牧田コミュニティセンターで、平成6年度で築28年。神戸は昭和61年建てで築36年、合川も平成3年建てで築31年と、築30年を超えている建物が多い。

(委員)

- ・ 今後、この4館を継続的に運営していくのであれば計画的にその修繕を考えていっていただきたい。

(委員)

- ・ 受付が1人の場合もあるとのことだが、受付にあたって異常やトラブル等はあるか。

(地域協働課)

- ・ そんなに聞こえてはこない。

(委員)

- ・ 1人で担当していて、トラブルが常時発生するというようなことになると非常に辛いと思うので、その辺りの管理的なところは十分気をつけていただきたい。

【審議】 全会一致で市による判断を妥当と認める

3 その他

- 第2回選定委員会の施設担当課質疑における検討事項の対応について、令和4年6月2日付けにて委員宛てに発出した文書に基づき、下記のとおり事務局から説明を受け、確認した。
 - ・ 河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）につい

て、指定管理者評価基準について、施設の特性から市民の安全を守ることに重きをおくべきであり、中項目「安全性の確保」の配点をあげるべきではないかという意見について、当該施設における指定管理業務は、平常時の施設管理運営と維持修繕などの維持管理を業務範囲とするものであり、夜間を含む災害対応は業務範囲外であることから、評価基準における配点の変更は行わない旨、施設担当課で判断した。

- ・ 労働福祉会館について、指定期間中に休館を伴う長寿命化改修の計画があることを募集時に明らかにする必要があるのではないかと、この意見について、公共建築物個別施設計画における長寿命化改修の計画はあるものの予算の担保はされておらず、実施の可否は予算編成の中で決定されること及び当該個別施設計画自体が令和5年度末に改定予定であることから、現段階においては実施時期が不透明との理由で、募集要項への当該事項の具体的記載は行わない旨、施設担当課で判断した。
- ・ この検討結果に基づき、一部検討事項としていた河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地、労働福祉会館については、第2回委員会の資料としてお示しした募集関係書類から変更せず、6月20日から公募を開始している。

- 事務局より、第3回・第4回委員会についての開始・終了時間を含む詳細なスケジュールについては、7月29日の公募申請〆切後、申請団体と調整の上決定し、8月上旬に通知する旨説明をうけ、了承した。

以 上